

久留米市コミュニティ審議会 第9回会議

平成24年11月20日(火) 9:30～
久留米市役所308会議室

次 第

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

(1) 第8回審議会について

①会議録(案)について……………P 1

②会議録要旨(案)について……………P 9

(2) 校区コミュニティ組織の活性化について

①答申(案)について

(1)校区コミュニティ組織の機能強化について……………P 11

(2)行政支援のあり方について……………P 13

(3)住民の参加促進について……………P 15

(3) 最終答申(構成案)について…………… P 17

4 その他

5 閉会

3 議事

(2) 校区コミュニティ組織の活性化について

①答申（案）について

2 校区コミュニティ組織の活性化について

(1) 校区コミュニティ組織の機能強化について

【現状及び課題】

校区コミュニティ組織は、地域の課題解決や活性化のため各種事業を行っており、多くの校区住民の理解と参加のもと、総合的なまちづくり活動を行うことをめざしている。また、総合的なまちづくり活動を行うため、構成団体である自治会や各種住民団体が相互にネットワーク化に努めている。

総合的なまちづくり活動のいっそうの活性化のためには、校区ごとの課題などの情報を集約・整理し、校区としての目標などまちづくりの方向性を示し、校区住民と共有化する必要がある。

また、ネットワークの核である校区コミュニティ組織の役員会に、校区コミュニティ組織の構成団体である自治会や各種住民団体から多くの参画を得るなど、校区のまちづくりに関する情報や課題の共有化を進めるとともに、後継者育成に努める必要がある。

さらに、多様化・複雑化する課題への対応やいっそうの活性化を図るためには、校区コミュニティ組織の事務局と各種住民団体との役割分担などを検討し、従来からの事業の効率化を図り、新たな視点で課題解決や校区の特色ある事業に取り組む必要がある。

【答申（案）】

○校区コミュニティ組織の位置付け

校区コミュニティ組織は、小学校区を基本単位として設置され、校区まちづくり活動を組織的かつ継続的に行う組織である。校区内の住民や自治会、各種住民団体等により構成され、これらのネットワークにより総合的な分野で活性化や課題解決を図っている。

これからの校区コミュニティ組織には、内部組織である部会や、自治会、各種住民団体等構成団体間で、情報や課題の共有化など連携をいっそう強化することで一体感を醸成し、校区の特色を活かしながら自立的に活性化や課題解決を図ることが望まれる。

○役員会の機能

校区コミュニティ組織の中核は、情報や課題を共有化し、方向性などを調整する役員会である。

校区コミュニティ組織の役員会は、部会や構成団体から幅広い参画を得ながら、定例的に情報や課題を共有化し、調整を行い、共通理解が進むよう部会や構成団体へ伝達を行うなど、機能のさらなる充実を図る必要がある。

○事務局の業務分担

校区コミュニティ組織の事務局は、構成団体との連携、調整、支援を行いつつ、校区コミュニティ組織としての一体性を図りながら業務を遂行することが役割である。

構成団体と校区コミュニティ組織事務局の業務上の関わり方は校区により異なるが、校区コミュニティ組織は、事業の効率化を図り、新たな視点による課題解決や校区の特色ある事業に取り組むことができるよう、事務局の業務分担のあり方を検討する必要がある。

○校区まちづくり活動計画

校区コミュニティ組織が校区の特色を活かして活性化を図り、課題を着実に解決していくためには、中期的展望をもって重点項目を選択し、年次的に到達目標を定め、段階を踏みながら取り組むことが効果的かつ効率的である。

校区コミュニティ組織は、校区独自で現実的かつ中期的な「校区まちづくり活動計画」を作成し、校区住民との中期的展望の共有化を図りながら活性化と課題解決に取り組む必要がある。

2 校区コミュニティ組織の活性化について

(2) 行政支援のあり方について

【現状及び課題】

校区コミュニティ組織は、地域の課題解決や活性化に取り組んでおり、市は、その運営や活動に対して支援を行っている。

しかしながら、市の財政的支援が行政目的別かつ団体別であり、対象経費は限定的であるため、校区コミュニティ組織は、新たな課題への対応など柔軟な取り組みはできにくい。

また、校区により人口・世帯数や年齢構成、産業構造や地理的条件などが異なるとともに、住民の価値観の多様化などが進むなか、校区ごとに重点的課題が異なっているため、効率的かつ効果的な解決を図るためには、全市的に共通のものとして設計された市の支援に工夫をこらす必要がある。

これからの校区コミュニティ組織には、校区の地域性や特色を活かしたまちづくりの方向性にのっとり、様々な協働の主体との連携を図りながら、積極的に課題解決に取り組んでいくことが求められる。

【答申（案）】

○校区コミュニティ組織に対する財政的支援

市は、協働のまちづくりを進めるパートナーである校区コミュニティ組織に対して、様々な財政的支援を行っている。

市は、今日の経済情勢と公金の使途に対して市民の厳しい目が向けられていることを認識し、校区コミュニティ組織に対する既存の財政的支援について、その必要性を十分に検討するとともに、協働のまちづくりがいつそう進むよう、財政的支援のあり方そのものについても検討する必要がある。

検討にあたっては、校区の特色を活かして効果的に課題解決や活性化を図れるよう、校区コミュニティ組織への集約化や活動が活発な校区への重点化、補助金交付申請等の手続きの簡素化などの視点をもって取り組まれない。

○校区コミュニティ組織に対する人的支援

校区コミュニティ組織は、校区住民による自主的で自律的なまちづくり活動を行い、もって校区の特色を活かした心豊かで活力のある住みよい地域社会の実現をめざしている。

市は、校区コミュニティ組織が対等な立場で協働のまちづくりを進めるパートナーであることを十分認識し、校区の自主性・主体性を尊重しつつ、市職員が校区まちづくり活動や組織運営に関する実務的・技術的な協力支援を、様々な場面での確に行うよう努められたい。

2 校区コミュニティ組織の活性化について

(3) 住民の参加促進について

【現状及び課題】

校区コミュニティ組織は、校区まつりやスポーツ大会等の実施を通して、住民同士が親睦を深め、顔見知りになる機会を創出するとともに、校区コミュニティセンターを拠点に、生涯学習活動を通じて教育文化の向上に努めている。

校区コミュニティセンターにおいて、イベント行事やサークル活動は活発に行われているが、校区の課題解決のための「まちづくり」活動の取組みに十分な参加が得られていない場合がある。

そこで、校区コミュニティ組織は、事業を実施する中で、幅広い校区住民へ参加を広げるとともに、意思決定過程への女性の参画を促進し、その構成団体である自治会や各種住民団体とともに、組織運営や校区の課題解決のための活動に必要な役員や担い手の育成に努める必要がある。

なお、「久留米市市民活動を進める条例」では、地域コミュニティ活動への参画、参加及び協力や、校区コミュニティ組織の基盤である自治会への加入を市民の努力義務として規定するとともに、多くの市民が主体的に加入できるような開かれた運営を地域コミュニティ組織の努力義務として規定している。

【答申（案）】

○幅広い校区住民の参加・参画促進

校区コミュニティ組織は、校区住民からの会費と市の補助金を主な財源として、校区住民に対して一定の責任を有しながら、生活に身近な社会福祉の増進、環境の保全、教育及び文化の向上、防犯、防災等の自らの地域を自らが住みよくするための公共的活動を行う組織である。

校区コミュニティ組織は、その責任に応えるためにも、事業活動の趣旨目的などに限らず、意思決定過程や予算、決算の状況などについて、より多くの校区住民にわかりやすく情報発信を行い、その活動の成果が理解されるよう努める必要がある。

また、組織の運営や活動の担い手として、より幅広い世代が参加・参画できるよう、平素から校区住民の意識や意向を把握し、必要に応じて規則の見直しや運営方法の工夫をしながら、特技や経験、意欲をもって地域で活躍する人材の発掘、後継者などの人材育成、そして女性や若い世代の参画等につながる取組みに努める必要がある。

○参加・参画促進に向けた支援

市は、校区コミュニティ組織との協働により、より多くの幅広い住民が参加・参画するような運営を行うための指針となる手引書を作成するなど、校区コミュニティ組織に必要な運営や活動のあり方などの適切な情報提供や助言を行われたい。

さらに、市は、自治会加入促進に向けて、行政組織内において自治会活動の重要性や自治会加入の必要性を認識させるとともに、校区コミュニティ組織や自治会と連携を図り活動の魅力を多くの住民へ情報発信するなど、自治会加入の支援に取り組まれたい。

3 議事

(3) 最終答申（構成案）について

[表紙]

[前文]

答申にあたって（会長）

[目次]

[答申書本体部分]

- I 校区コミュニティ組織の活性化及び協働の推進について
 - 1 校区コミュニティ組織との協働の推進について
 - (1) 校区コミュニティ組織と市の協働推進について
 - (2) 校区コミュニティ組織と市民公益活動団体の協働推進について
 - 2 校区コミュニティ組織の活性化について
 - (1) 校区コミュニティ組織の機能強化について
 - (2) 行政支援のあり方について
 - (3) 住民の参加促進について
- II 資料
 - 1 答申に至る基本的な考え方
 - (1) 久留米市の校区コミュニティ制度
 - ① 久留米市のコミュニティの姿
 - ② 久留米市のコミュニティの枠組み
 - ③ 校区公民館制度
 - ④ 校区単位の各種住民団体の設立
 - ⑤ 校区公民館から校区コミュニティ組織へ
 - ⑥ 広域合併後のコミュニティ
 - ⑦ 校区コミュニティ組織の概要
 - ⑧ 校区コミュニティ組織への支援
 - (2) 久留米市の「協働によるまちづくり」
 - ① 協働によるまちづくり
 - ② 協働の基本原則
 - 2 付属資料
 - 各回審議会資料
 - 3 その他資料
 - 諮問書写し、委員名簿、開催状況など